

町内会組織に関する一考察

杉 岡 直 人

1. はじめに
2. 研究の目的
3. 対象と方法
4. 分析結果
5. 結語

1. はじめに

町内会・自治会の目的は地域住民の福祉向上と社会連帯意識の向上にあるとされている。これまでその「福祉向上」はなかば看板だけで具体的には明確な内容は設定されていなかった。しかし高齢化社会の進展と、誰もが豊かな地域生活を享受できるようなまちづくりを考える時代を迎えて、ある面で町内会・自治会は改めてその組織目的を問題にする時期を迎えている。

高齢化、過疎化、混住化等の様々な環境変化を経験しながら、町内会は、地域の福祉課題の様々な分野にかかわってきた。

地域文化の高揚がまちづくり運動、一村一品運動やUターン・定住化現象などを生み出している。また行政も各種のコミュニティ施設の管理を住民に任せるとなど次第に住民参加を基本とするシステムに変わりつつある。

さらに女性の職業や余暇生活にみる社会参加の拡大傾向は、町内会・自治会活動においても同様であり、婦人部の活動なくして町内会の運営は考えられないほど女性の役割は大きなものとなっている。

また婦人だけではなく市民生活のライフスタイルの変化を見ても、趣味を重視する個性的な生き方が評価されるようになってきた。また企業の側についてみても社員が地域活動に取り組むことを奨励したり、まち

づくりに対して活動助成金を用意したり、コンサートなどの文化事業を開催することも増えつつある。従来よくいわれてきた「定時制市民」である一般のサラリーマンも職域から地域の活動へと関心を向けるようになってきたこと等、これらの趨勢が地域の住民活動の担い手の拡大をもたらしつつあることに注目しなくてはならない。

「まちづくり」とは、自分たちの生活の場=町内を住みよいものにしていくことであるということが体験的に理解されるようになったといえる。こうした住民の地域活動への関心と参加への機会を保障している最も包括的な地域集団が町内会である。名称も活動も様々であるこの町内会は地域の生活文化を支えかつ継承しているが、最も直接的にかかわっている会長の document こそ現在の町内会の実態を表現するものである。

2. 研究の目的

生活上の様々な問題の共同解決を図る集団の一つとして機能している町内会は、「役員のなり手がない」「役員の負担が大き過ぎる」「親睦行事への参加が少ない」「未加入者が多い」「各種団体からの寄付金・募金の割当が多い」など様々な問題を抱えている。これらは「町内会無用論」(吉川 1912) に象徴されるように以前から指摘されていたことである。町内会組織の性格に関してはすでにいくつかの類型的把握が試みられている。(菊地 1973, 中田 1980, 吉原 1980) 私は近江哲男氏が指摘するように町内会組織の性格規定についてみるとそれが複合的機能を果たしていることに注目すべきであると考えている。その限定のない組織の性格が前提にされていることに一つの糸口がある。町内会の目的を一般的な町内会の規約によりみると「本会は住民の総意を代表する機関として会員相互の親睦と文化の向上による福祉の増進を図り、併せて地域の発展に寄与することを目的とする」となっている。したがってこの趣旨を正しく理解するならば、その活動は制約を受ける何ものもなく、自主的に取り組むことによって際限なく活動が拡大していくことができる。もちろん一方で何もしなくてもよいことになるが、それ故に町内会長は基本的な役割を明確にすることを望んでおり、何をどこまですべきかについて悩むことになる。

町内会組織に関する一考察

町内会についてはその性格規定をめぐって様々な議論がなされてきたが、町内会長に対する調査・分析はほとんど実施されていない。その理由は会長の性格が町内会組織に規定されるという前提があったからであろう。けれども会長の個人的なファクターは町内会の運営に大きな影響力を持っている。また活動内容についても行政側からは任意の集団として位置づけられており、独自性が許容されている。

本稿ではこれまでの町内会研究において強調されている「権力構造の一翼を担い支配の論理に組み込まれている町内会長」の現段階的性格に対して町内会組織の性格規定と町内会長の自己認識に注目して考察を加えることを狙いとする。

3. 調査の対象と方法

調査対象は町内会・自治会の会長とした。北海道および仙台市の町内会の実態を明らかにしうるように人口規模を考慮して市町村の抽出を行った。回収結果は表1に示す通りである。

調査の方法は郵送調査法を採用した。調査期間は昭和61年9月10日から10月10日までとした。調査項目は組織の属性、活動内容、関係団体との関連、行政等に対する交渉、課題等である。分析の方法は町内会長の自由回答をもとに content analysis⁽¹⁾を行い、調査結果との関連を取り上げその性格を再構成する。

4. 分析結果

町内会活動に関して町内会長の自由意見に基づく具体的な問題提起を考察する。町内会長はいわば決まった路線を進むことを前提としてはおらず、会員の抱える様々な問題やニーズを踏まえて自主的な活動を進めるために多くの労力を注がなくてはならない状況におかれている。しかも会員は必ずしも町内会活動に協力的であるとは限らず、時としてお互いに対立する問題を抱えている。会長は相談相手や協力者に恵まれなくては容易に活動を軌道にのせることはできない。「町内会は何をすべきなのか」という率直な疑問を抱きながら日常の様々な活動に取り組んでい

表 I 回収結果

	町内会数	サンプル数	回収数	有効回収数	回収率(%)
仙 台 市	998	511	376	374	73.2
札 幌 市	1,805	602	413	399	66.3
道 内 市 部	2,642	852	615	605	71.0
旭 川 市	1,209	200	136	135	67.5
岩 見 沢 市	159	74	51	50	67.6
恵 庭 市	56	42	32	31	73.8
小 檜 市	150	75	55	54	72.0
釧 路 市	436	110	76	75	68.2
士 别 市	83	42	32	32	76.2
砂 川 市	96	48	37	35	72.9
苦 小 牧 市	73	73	62	61	83.6
名 寄 市	73	36	31	31	86.1
函 館 市	153	77	56	56	71.4
夕 張 市	154	75	47	46	61.3
道 内 郡 部	916	685	466	455	66.4
虻 田 町	27	27	22	22	81.5
今 金 町	15	15	9	8	53.3
池 田 町	23	23	19	19	82.6
浦 河 町	82	50	39	38	76.0
江 差 軽 町	29	29	21	21	72.4
遠 置 戸 町	61	31	22	22	71.0
上 磐 町	49	49	37	36	73.5
俱 知 安 町	48	48	33	33	68.8
剣 淵 町	66	48	35	35	72.9
白 老 町	17	17	7	7	41.2
新 篠 津 村	110	55	34	33	60.0
寿 都 町	36	36	15	13	36.1
奈 井 江 町	31	31	26	26	83.9
東 藩 琴 村	73	47	24	23	48.9
東 利 尻 町	18	18	10	10	55.6
別 海 町	21	21	14	13	61.9
広 島 町	13	13	12	12	92.3
九 濱 布 町	138	68	54	53	77.9
東 神 楽 町	15	15	10	10	66.7
	44	44	23	21	47.7

町内会組織に関する一考察

表2 町内会活動に関する町内会長の自由意見

単位:人(%)

回答者数	内 容												その他		
	1 役員の後継者問題		2 運営上の問題				3 会員職務就任に伴う問題	4 財政問題	5 地域の問題	6 会館建設・集合場所	7 行政不満・意見交換に関する問題	8 募集金・寄付の問題	9 高齢化社会への対応		
	イ 住民構成による問題	ロ 住民意識に関する問題	ハ 高齢化に伴う問題	ニ 未加入問題	ホ 役員任期に関する問題	シ 会員登録問題	ス 会員登録問題	ト 会員登録問題	ナ 会員登録問題	ウ 会員登録問題	エ 会員登録問題	オ 会員登録問題	カ 会員登録問題		
仙 台 市 %	197 100	53(30) 26.9(15.2)	29 14.7	64 32.5	4 2.0	6 3.0	5 2.5	27 13.7	12 6.1	17 8.6	12 6.1	38 19.3	7 3.6	4 2.0	11 5.6
札 幌 市 %	196 100	46(23) 23.5(11.7)	24 12.2	65 33.2	3 1.5	23 11.7	2 1.0	31 15.8	16 8.2	25 12.8	13 6.6	21 10.7	5 2.6	4 2.0	14 7.7
道 内 市 部	253	82(37)	39	79	6	11	3	37	29	36	24	19	6	9	26
仙 川 市	100	32.4(14.6)	15.4	31.2	2.4	4.4	1.2	14.6	11.5	14.2	9.5	7.5	2.4	3.6	10.3
旭 川 市	45	8(4)	5	13	3	2	1	7	5	8	4	3	2	1	4
若見沢市	24	9(3)	1			2	1	4	1	2	2	1	1		2
恵 庭 市	16	6(2)	5	4	1	1		3	1	2		1			1
小 樽 市	25	8(4)	5	7				5	3	2	4	2	1		5
釧 路 市	41	16(5)	4	18			3	1	5	1	6	5	2	1	4
士 別 市	6	—	3						1	1		1			
砂 川 市	15	4(1)	5	4					2	5	5	1	1		3
苦 小 牧 市	27	14(9)	5	8					5	3	1	2	4		
名 寄 市	14	6(5)	3	4						3	1	2		2	
函 鰐 市	26	5(1)	1	7		3		5	6	7	2	5		4	1
夕 張 市	14	6(2)	2	5	2					2				4	1
道 内 郡 部	174	36(22)	35	47	12	1	4	17	15	26	5	8	1	4	25
%	100	20.7(12.6)	20.1	27.0	6.9	0.6	2.3	9.8	8.6	14.9	2.9	4.6	0.6	2.3	14.4
虹 田 町	10	5(2)	3	2				2							2
今 金 町	5	1(1)	2		2			1		2				1	
池 田 町	7	2(2)	1	2	1			1	1		1				1
浦 河 町	11	1(—)	1	4	3			2		2		1			
江 差 町	7	1(—)	1	4				1	1	1	1				
遠 軽 町	10	1(—)	2	3	3			1	1	2	1			1	
置 戸 町	10	1(1)	1	2					2	4	1	1		1	3
上 破 町	21	7(6)	4	8	1				2	2	2		1		2
俱 知 安 町	19	5(2)	3	7				1	2	2	3		1		
劍 潤 町	2	1(—)	1											1	
白 老 町	10	3(3)	1	6										1	
新 薩 津 村	3	—						1							1
寿 都 町	6	—	1			1			1		2			1	1
奈 井 江 町	4	1(1)	1					1	1					1	1
東 蔦 苑 村	3	3(3)													
東 利 尼 町	4	1(—)	1							1				3	
別 海 町	5	1(—)	1	1					1	1		1		1	
広 島 町	31	2(1)	9	6	1	1			3	4	6		4		5
九 潤 布 町	3	—	1							1				1	
東 神 楽 町	3	—	2	1						1	1			1	
合 計	820	217(112)	127	255	25	41	14	112	72	104	54	86	19	21	76
%	100	26.5(13.7)	15.5	31.1	3.1	5.0	1.7	13.7	8.8	12.7	6.6	10.5	2.3	2.6	9.3

注: ()内は特に会員と強調のあったものの数

るのが多くの町内会長の姿であるといえる。

表 2 により町内会長の自由意見をみると全体では住民意識に関する問題が最も多く、役員のなり手の問題、どんな住民構成になっているかという住民属性から派生する問題、会長職就任に伴う悩みなどが主なものである。地域別にみると仙台市では住民意識、役員の後継者問題に統いて行政関係機関への不満が多い。これは「関係団体との協力」の程度をみると会議への出席や負担金を伴うものが他の地域に比較して多く、また都市の生活基盤整備に関して行政への要望を多く抱えていることが現われている。札幌市では都市化が急速に進展して人口の増加も著しいことから住民意識、地域生活の問題、未加入世帯の問題等が目立つ。

道内市部では役員の後継者問題、財政問題、会館建設問題などが特徴的である。道内郡部では住民属性、高齢化に関する問題が多く、行政関係機関に対する不満は他に比較して少ない。また項目毎の回答の比率が低いことは問題が町内会毎に多様であることを表している。

1) 町内・自治会長のプロフィール

最初に回答者の属性について考察を加える必要がある。町内・自治会長は年配者がなるものというイメージが強いが、60歳未満の会長は道内市部、道内郡部では4～5割に達しており意外と若い。仙台市は他の地域に比較して生活文化の上で伝統的であるためか70歳以上の割合が約3割を占めている。札幌市においても道内市部・郡部に比較して年配者の割合が高い。

町内会長の居住年数についてみると、道内郡部では30年以上の割合が6割、仙台市では約5割となっている。会長の居住年数からみると比較的新しい住民も会長となっている傾向がみられ、地元に長く住んでいなければ会長としての資格を認められないというような雰囲気は見られず、オープンな環境になっていることが想像される。

会長職の経験年数については、居住年数と対応しているとはいえず、過半数が5年未満の経験に留まっており、10年以上というものは2割程度、20年以上というのは5%程度である。

しかし、会長職に対する考え方は個人差や地域の慣習による部分が大きく、任期については重任を妨げる規程を設けているケースは少ないと

町内会組織に関する一考察

め他の候補者が登場しない限り簡単に交代するシステムにはなっておらず、リーダーのなり手の問題も重要であるといえる。その一番の問題は役員のなり手がいないことからくる交代制か長期に一任するかという点にある。例えば「毎年町内会長が交代するため、運営上何かと問題がある。」、「転勤者が多く、会長の選出も順番制であり、地域の事情を精通していない状況で責務を全うすることがなかなかできない。」「なり手がないため1年交替制を取っているので連合町内会との接触に慣れた頃に交替となる。」という町内会組織の外部の組織対応に関する問題や「会長が1年毎の順番制になっているため、適・不適に関わらず、(順番が)否応なしにやってくる。毎年新しい人が会長になるため、積み重ねになつていかない。」「各役員が適材適所になっていなく、役員は1年交替のため、行事の継続がちぐはぐ。」あるいは「1年間の任期のため誰がやっても保守的になり発展がない。」といった運営の問題に直接関連してくる。

会長の職業についてみると無職(退職)者が3割程度であるが、自営業者が3割、会社員、公務員、会社役員など仕事を持っている割合も比較的高い。

会長職以外の役職についてみると、関係団体との結び付きが強い仙台市では役職の数が多く、会長職以外に4つ以上の役職についている割合は約4割となっている。

その会長に手当を出すべきかどうかということは、会長の仕事に対する

表3 会長への手当の有無

単位：町内会、()%

	1.ある	2.ない	無回答	合計
札幌市	105 (26.3)	291 (72.9)	3 (0.8)	399 (100.0)
仙台市	140 (37.4)	231 (61.8)	3 (0.8)	374 (100.0)
道内市部 <札幌市を除く>	194 (32.1)	402 (66.4)	9 (1.5)	605 (100.0)
道内郡部	206 (45.3)	247 (54.3)	2 (0.4)	455 (100.0)
合計	645 (35.2)	1,171 (63.9)	17 (0.9)	1,833 (100.0)

北星論集(文) 第25号

表4 会長への手当がある場合、その年額

単位：町内会、()%

	1. ~ 5,000	2.5,001~ 10,000	3.10,001~ 20,000	4.20,001~ 50,000	5.50,001~ 100,000	6.100,001~ 300,000	無回答	合計
札幌市	13 (12.4)	16 (15.2)	28 (26.7)	39 (37.1)	6 (5.7)	1 (1.0)	2 (1.9)	105 (100.0)
仙台市	20 (14.3)	28 (20.0)	39 (27.9)	41 (29.3)	8 (5.7)	2 (1.4)	2 (1.4)	140 (100.0)
道内市部 <札幌市を除く>	19 (9.8)	39 (20.1)	41 (21.1)	57 (29.4)	24 (12.4)	9 (4.6)	5 (2.6)	194 (100.0)
道内郡部	19 (9.2)	27 (13.1)	44 (21.4)	70 (34.0)	35 (17.0)	8 (3.9)	3 (1.5)	206 (100.0)
合計	71 (11.0)	110 (17.1)	152 (23.6)	207 (32.1)	73 (11.3)	20 (3.1)	12 (1.9)	645 (100.0)

表5 会長の選出方法

単位：町内会、()%

	順番・ 交替制	2. 総会で の選挙	前年度の 役員会で 話し合い その候補 にお願い している	4.その他	無回答	合計
札幌市	40 (10.0)	130 (32.6)	159 (39.8)	33 (8.3)	37 (9.3)	399 (100.0)
仙台市	33 (8.8)	142 (38.0)	147 (39.3)	25 (6.7)	27 (7.2)	374 (100.0)
道内市部 <札幌市を除く>	56 (9.3)	220 (36.4)	253 (41.8)	44 (7.3)	32 (5.3)	605 (100.0)
道内郡部	67 (14.7)	216 (47.5)	113 (24.8)	24 (5.3)	35 (7.7)	455 (100.0)
合計	196 (10.7)	708 (38.6)	672 (36.7)	126 (6.9)	131 (7.1)	1,833 (100.0)

る住民の評価やこれまでの慣行あるいは町内会の財政事情との関連が問題になるであろうが、実態としては3~4割の町内会が手当をだしている。関心があると思われるのはその金額であろうが、2~5万円までの手当がもっとも多く、郡部の方が手当の金額が高い。手当については会長として各種の会合出席や冠婚葬祭に関する費用などが考慮されているものといえる。以下に具体的な意見をみることにする。

町内会組織に関する一考察

「会長などの職務は、自弁で葬式の手伝いなど、普通の常識ではできません。ボランティアの最高の仕事。年間自費負担 10 万円以上です。」「現在、現役として会社役員勤務をしているため十分な町内会活動に専念することが難しい。特に日中の時間の集合等には出席できないことが多い。無報酬会長として祝い、弔意他出金が多過ぎる。」「町内会長の仕事が余りにも多いことです。いくらボランティア活動と云っても殆ど毎日なんらかの手紙がこない日がないくらいで、これがいつまでも、こんなことが続くものではありません。政府や県、市が末端の町内会の負担がどの位か解っていないと思う。金銭的にも仕事でももうたくさんですといいたい。今まで戦前派の私たちがして参りましたが、今後は戦後派が引き継いでいくことになりますが、我慢できるでしょうか。無報酬でやるでしょうか。現在の町内会の負担を、仮に自治体が負担するとなればどのくらいの予算増になるでしょうか。それができるかできないかお聞きしたいと存じます。町内会長のなり手がないのは無報酬で自分の家業または仕事を犠牲にして、また町内会で行う業務は総て金銭が絡んでいます。これは厳密に云うと二重課税になっておることを存じておるのでしょうか。こんなことが当たり前だと思っている役人がおったら、とんでもないこと。」「電話・来客・関係団体との連絡等で家族に負担がかかる（家族の理解と協力の上に成り立っている）。常に何かの会合があり、在宅している時間がない。電話料、交通費を始め活動費は全部手持ちである。後継者作りのとき問題になると思う。会長個人としての私の時間をどのようにして作り出すか問題になると思う。」「会長を始め各役員も役職なるが故に個人的な出費が多い、多い会長で年間少なくて 15 万円くらいなので年金生活だけでなく多少資産がなければ町内会長はやれない。」「金銭的に負担が多い（例えば会員やその家族に死亡者があると会長個人で香典を出すが、法要にも招待され更に香典を出すなど）或は盆踊り、敬老会、子供祭り等の行事に個人として祝儀を出すなど出費が多い。」「会長任務行為遂行に伴う諸経費はかなり大きく、自町内から年間 4 万円の支弁のほか一切なく、慶弔費、行政側召集の旅費は自弁で支出は 10 万程度を越える。他市町村では（隣接の区長手当は 10 数万支弁を受けている）見合う報酬を得ているが、私の所属する仙台市では会長個人に対する手当的助成は皆無である。支所を介して要望中であるが実

現の運びにいたらず残念なり。」

町内会は自主的な住民活動であり、行政が指導する性格のものではないというのが行政担当者の見解であるが、自主的な活動が如何に多大な労力を前提としているかは役員を経験したならば十分認識されることで

表6 町内(自治)会長の年齢

単位:町内会、()%

	1. 30歳未満	2. 30~39歳	3. 40~49歳	4. 50~59歳	5. 60~69歳	6. 70~79歳	7. 80歳以上	無回答	合計
札幌市	11 (0.3)	12 (3.0)	35 (8.8)	84 (21.1)	183 (45.9)	74 (18.5)	6 (1.5)	4 (1.0)	399 (100.0)
仙台市	2 (0.5)	11 (2.9)	23 (6.1)	58 (15.5)	172 (46.0)	96 (25.7)	11 (2.9)	1 (0.3)	374 (100.0)
道内市部 <札幌市を除く>	1 (0.2)	12 (2.0)	60 (9.9)	174 (28.8)	255 (42.1)	92 (15.2)	9 (1.5)	2 (0.3)	605 (100.0)
道内郡部	2 (0.4)	17 (3.7)	40 (8.8)	149 (32.7)	198 (43.5)	45 (9.9)	0 (0.0)	4 (0.9)	455 (100.0)
合計	6 (0.3)	52 (2.8)	158 (8.6)	465 (25.4)	808 (44.1)	307 (16.7)	26 (1.4)	11 (0.6)	1,833 (100.0)

表7 町内(自治)会長の現在の職業

単位:町内会、()%

	1. 工場・商店などの経営者	2. 会社役員	3. 団体役員	4. 公務員	5. 教員	6. 会社員	7. 団体職員	8. 自由業	9. 農林・漁業	10. 無職	11. その他	無回答	合計
札幌市	45 (11.3)	59 (14.8)	21 (5.3)	25 (6.3)	5 (1.3)	59 (14.8)	12 (3.0)	26 (6.5)	14 (3.5)	117 (29.3)	11 (2.8)	5 (1.3)	399 (100.0)
仙台市	53 (14.2)	35 (9.4)	20 (5.3)	23 (6.1)	6 (1.6)	30 (8.0)	15 (4.0)	28 (7.5)	24 (6.4)	117 (31.3)	22 (5.9)	1 (0.3)	374 (100.0)
道内市部 <札幌市を除く>	83 (13.7)	68 (11.2)	21 (3.5)	53 (8.8)	4 (0.7)	66 (10.9)	12 (2.0)	43 (7.1)	66 (10.9)	157 (26.0)	29 (4.8)	3 (0.5)	605 (100.0)
道内郡部	65 (14.3)	48 (10.5)	9 (2.0)	27 (5.9)	3 (0.7)	36 (7.9)	9 (2.0)	33 (7.3)	104 (22.9)	99 (21.8)	18 (4.0)	4 (0.9)	455 (100.0)
合計	246 (13.4)	210 (11.5)	71 (3.9)	128 (7.0)	18 (1.0)	191 (10.4)	48 (2.6)	130 (7.1)	208 (11.3)	490 (25.7)	80 (4.4)	13 (0.7)	1,833 (100.0)

町内会組織に関する一考察

表8 町内(自治)会長の居住年数

単位:町内会、()%

	1. ~ 5年	2. 6 ~ 10年	3. 11 ~ 20年	4. 21 ~ 30年	5. 31 ~ 50年	6. 51年 ~	無回答	合 計
札幌市	42 (10.5)	64 (16.0)	112 (28.1)	62 (15.5)	61 (15.3)	49 (12.3)	9 (2.3)	399 (100.0)
仙台市	27 (7.2)	22 (5.9)	76 (20.3)	84 (22.5)	84 (22.5)	78 (20.9)	3 (0.8)	374 (100.0)
道内市部 (札幌市を除く)	40 (6.6)	83 (13.7)	163 (26.9)	105 (17.4)	118 (19.5)	92 (15.2)	4 (0.7)	605 (100.0)
道内郡部	33 (7.3)	44 (9.7)	82 (18.0)	61 (13.4)	100 (22.0)	127 (27.9)	8 (1.8)	455 (100.0)
合 計	142 (7.7)	213 (11.6)	433 (23.6)	312 (17.0)	363 (19.8)	346 (18.9)	24 (1.3)	1,833 (100.0)

表9 町内(自治)会長職の経験年数

単位:町内会、()%

	1. 1年	2. 2 ~ 4年	3. 5 ~ 9年	4. 10 ~ 19年	5. 20 ~ 29年	6. 30年 ~	7. 現在代行	無回答	合 計
札幌市	79 (19.8)	128 (32.1)	88 (22.1)	67 (16.8)	8 (2.0)	3 (0.8)	2 (0.5)	24 (6.0)	399 (100.0)
仙台市	47 (12.6)	110 (29.4)	80 (21.4)	85 (22.7)	22 (5.9)	5 (1.3)	1 (0.3)	24 (6.4)	374 (100.0)
道内市部 (札幌市を除く)	122 (20.2)	215 (35.5)	143 (23.6)	77 (12.7)	14 (2.3)	5 (0.8)	0 (0.0)	29 (4.8)	605 (100.0)
道内郡部	100 (24.2)	130 (28.6)	94 (20.7)	74 (16.3)	13 (2.9)	4 (0.9)	0 (0.0)	30 (6.6)	455 (100.0)
合 計	358 (19.5)	583 (31.8)	405 (22.1)	303 (16.5)	57 (3.1)	17 (0.9)	3 (0.2)	107 (5.8)	1,833 (100.0)

あろう。

2) 会長の地位と役割について

今日、町内会・自治会の会長と一般住民との間には戦前のような支配関係はなく会長による一般住民への拘束力は存在しない。町内の住民から選出されて役員となっているとしても各種団体に対する関わり方にについて逐一委任されているとは必ずしも割り切ることは容易ではないだけ

北星論集(文) 第25号

表10 町内(自治)会長職以外の役職・公職

単位:町内会、()%

	1 子供 会役 員	2 農漁 会役 員 ・商	3 各 種 相 談 員	4 交 通 安 全 協	5 連 合 町 内 会 長	6 環 境 ・ 衛 生	7 教 育 ・ 社 會 員	8 老 人 役 員 ク ラ ブ	9 文 化 ・ 團 體 役 員 體 育	10 民 生 保 護 委 員
札幌市	40 (10.0)	25 (6.3)	47 (11.8)	56 (14.0)	57 (14.3)	67 (16.8)	7 (1.8)	36 (9.0)	36 (9.0)	45 (11.3)
仙台市	23 (6.1)	32 (8.6)	35 (9.4)	151 (40.4)	58 (15.5)	127 (34.0)	16 (4.3)	83 (22.2)	101 (27.0)	34 (9.1)
道内市部 (札幌市を除く)	42 (6.9)	77 (12.7)	64 (10.6)	79 (13.1)	66 (10.9)	91 (15.0)	17 (2.8)	79 (13.1)	60 (9.9)	67 (11.1)
道内郡部	37 (8.1)	74 (16.3)	51 (11.2)	102 (22.4)	74 (16.3)	91 (20.0)	32 (7.0)	23 (5.1)	71 (15.6)	39 (8.6)
合 計	142 (7.7)	208 (11.3)	197 (10.7)	388 (21.2)	255 (13.9)	376 (20.5)	72 (3.9)	221 (12.1)	268 (14.6)	185 (10.1)

	11 社 設 役 員	12 共 役 員	13 社 議 會 役 員	14 P T A 役 員	15 議 會 議 員	16 市 町 村 等 委 員 會 審 議	17 其 他	無 回 答 (含 無 し)	合 計
札幌市	24 (6.0)	64 (16.0)	61 (15.3)	11 (2.8)	3 (0.8)	7 (1.8)	97 (24.3)	124 (31.1)	399
仙台市	42 (11.2)	130 (34.8)	175 (46.8)	16 (4.3)	3 (0.8)	19 (5.1)	88 (23.5)	65 (17.4)	374
道内市部 (札幌市を除く)	53 (8.8)	162 (26.8)	151 (25.0)	35 (5.8)	15 (2.5)	38 (6.3)	117 (19.3)	163 (26.9)	605
道内郡部	32 (7.0)	129 (28.4)	149 (32.7)	25 (5.5)	26 (5.7)	75 (16.5)	105 (23.1)	103 (22.6)	455
合 計	151 (8.2)	485 (26.5)	536 (29.2)	87 (4.7)	47 (2.6)	139 (7.6)	407 (22.2)	455 (24.8)	1,833

に会長の判断の難しさが横たわっている。

地位に対する権限の付与について、オーソライズされるプロセスを有していない現在の町内会長は、行政や各種団体との関わりに際して自己判断の根拠をもちにくく、さらには町内会の会員に対しても自らの提案

町内会組織に関する一考察

や共同作業に対する協力への働きかけ、あるいは各役員との連絡調整に関わる権限について十分な合意のない中で自らの役割を遂行せざるをえない。以下の意見にみる会長のとまどいと困惑、あるいは不満は基本的に権限のオーソライズされる過程が存在していない（明確でない）ところから表出されているのである。

「会長在任が長すぎ、マンネリ化しているが、交替を申し出ると役員が皆辞任すると云われ、辞めるに辞めれない。」「町内に昼間居住者が少なく、且つ老年で次期会長候補なり手なし。役員ともども 10 年以上引き続いてやっている。」という長期就任にともなう問題や住民構成の問題、「行政関係の組織の活動、協議事項が年毎に増加し、複雑になってきますので新しく会長になるには事前に見習い（研修）が必要になってくる。このことは会長立候補について尻込みする結果を生み、会長交替が容易にできない悩みがある。できるだけ会の業務を分担する等して理解・勉強の機会を作っているが、益々大事なことを知って一層尻込みすると云う矛盾を生む結果となっているのではないかと疑うことすらある。」といった仕事の内容を理解して運営にかかわることの困難さの問題、「高齢者ですから体力も弱く町内会長を辞めたいと思っている。町内会会員の協力は有難いと思っていますが、役員になりたい人がいないのが悩みです。」「会長を含めた役員の改選に当たって、後任者が現われないために一度就任すると辞めることができない。特に会長については永くなるので規約で「10 年制限」と、「副会長が昇格」するとした法制化をして統一しないと将来町内会の存続云々に発展する心配がある。私としては女性の会長進出を支持している。」という会長の選考基準について任期制と就任順位を決めるこの必要性を強調する意見も出されている。「老人及び自由業の人が少なく、役員の選出に苦慮している。私もサラリーマンで現役の身、従って最小限の活動しかできないという了解で引き受けた。またアパートの住民が多く、過去に多くの行事を催したこと也有ったが、アンケートの結果、各行事が否決され、今は行事も子供中心に、町内会維持がヤットというところです。」「小生は本年満 85 歳。会長在任 21 年、小生としては何としても退職したい気持ちでいっぱいです。しかし町内では誰 1 人として会長を引き受けてくれないので困っております。」「会長になる人がいない理由：葬儀になった場合、委員長ができるからと

いうことです。」といった北海道の地域的な特質（町内会長が葬儀委員長をつとめるという文化的歴史的特質）が原因で会長選出に問題を抱えているケースも見られる。

「仕事を持っている人ではなり手がなく、どうしても我々のような無職者（年金生活者）等に頼りがちである。」「現在町内会長は市側より認められない役職であり、市の底流の中で市の行政をやっている。会長は市の行政に対しての会議に出席したり、町内会の葬儀に対して委員長をやらされる。また香典等は自弁である。このようなことから役員をやりたがらない。出費が多い町、村であれば部落会長に対して町、村より会長手当として支給されている。現在の市會議員は毎年報酬が上がり、私たちの役員（会長）は認められていない。従って役員を長く勤めてもメリットがなく、役員にはなり手がないと思う。これが現状であると思う。各会長の不満の声が多い。」「役員のほとんどが現職者で日中不在のため、行政側（区及び各種現業機関等）との連絡、折衝等の大部分は会長が当たらねばならない。会長宅は町内会の窓口的存在となり、あらゆることが持ち込まれるため、家族に相当の負担がかかる。」「現在、中小企業に勤務中ですが、連合町内会の諸行事が総て土、日を除き、普通の日に行われる所以、会長として出席する場合、会社に欠勤届けを出して了解を取らなければ出席できないので悩んでいる。代理の方に時々お願ひしているが限度があり、町内会の運営に支障をきたすことが度々ある。」「現在会社勤めをしておりますが、町内会長は結構多忙な仕事で片手間ができるものではない。時間が欲しいです。」「行政機関の会議が多いため本来の仕事を犠牲にすることが多い。行政機関は町内会活動に対し僅少な補助金で自治体に対する要求が多過ぎるとつくづく感じている。会員の多い町内会なら会長手当としてそれ相当の金額を支払っている町内会もあるようですが、当町内会のように経費の少ない町内会では手当どころか予算に計上できない種々の雑費の負担が相当額出てくるが、余り細かいことを云々するのもみっともないから自分の金をだして処理している現状である。例えば、町内に不幸があった場合、町内会の会則による香典の外に個人としての香典を出すこと、予算に計上されない祝い金、会員の病気お見舞いなど、年間計上すれば我々年金生活者には負担が大きすぎると思う。」「現在のところ、会社に役員として活動中であるため、

町内会組織に関する一考察

どちらかといえば町内会へ精魂を打ち込めるまでにいたらず、最近の町内会活動を積極的にやるには現職を去ってからでないとやれない。」「責任と権限のないボランティアと考えて割り切っていても気苦労が多い。会社勤めなので各会議への出席、日曜日の行事、特に葬儀(年10~15回)の執行と両立できない。個人的には町内の作業員と心得ており、名譽職とか好きでやっているといわれることなど当を得ていない。行政(市町村)も雑務的な業務(例えば敬老会の手伝い等)、清掃、道路・公園の草刈等をいつのまにか自治会に押し付けの傾向がみられる。何でも行政に依存はできないが一考を要し、市町村と自治会は切ることのできないパイプであり、町内会長の位置づけ等考える時代に入ったと思っています。」「自己の町内の分野にとどまらず、近年対外的業務がことの外増大している。こんな事まで町内会で扱わなければならないのか、と思う様な事柄が非常に多く、目立っている。しかし、これも与えられた仕事、任期中は何としても、の一念で只頑張っているのが現状です。とてもボランティア精神に徹しなければできる業ではございません。また、町内会長などという要職は、特定の者に何年も押し付けるのではなく、みんながこの苦労を味わって、本当に明るく住みよい町つくりに専念すべき事かと思っております。一生懸命になってやればやるほど、辞められないという悩みのあることは確かです。」「時間がない。役所、その他団体の仕事等で土・日等は家庭のことは全くできない。」

3) 未加入世帯の増加と規範意識

未加入世帯の問題は都市化とともに借家が増加し、一時的な生活居住者が共同住宅(マンション・アパート・公営住宅)に住むことで発生する。けれども未加入世帯の存在が何故問題になるのかは単に自分達の地域に未加入者が居住しているということだけで問題が発生するのではない。

例えばごみ処理・清掃などの共同作業あるいは地区の会館建設や道路補修に対する負担の問題、あるいは町内会行事などへの子供の参加が未加入世帯の子供を排除するわけにいかないこと、すなわち町内会行事は会員の会費により行われるものであるから会費の未納入の問題へつながること、広報配付・回覧などについても班組織が利用できないため一

戸毎に配付せざるをえないということ、また各種の募金活動などに関して協力が得られないために他の町内会住民の不満が強くなることなどがあげられる。

未加入世帯に対して不満の多い「ゴミ捨て」問題は、市民生活のマナーの問題であり、加入・未加入の問題とは直接関係しているわけではない。つまり加入世帯についてもゴミ捨て問題はないわけではないが、この問題が深刻化しないのは相互に規制しあうという社会規範が機能しているからである。

「独身者は町内会には関係ないといって一般の半額の会費も支払わないし、全然町内会活動には耳もかさない。また、(アパートの)建主も町内会外におり、連絡の取り様もなく困っております。」「昔からの住宅地であるが、現在会員の住区分は1戸建ての持ち家、マンション、賃貸アパート、単身者向け(学生を含む)アパートとなっており、町内会活動に協力的なのは戸建て世帯者のみ。後は関心が薄いか、無関心であり、町内会役員も老人及び50歳以上の主婦が大半で、活躍をお願いしたい壮年層の参加が少なく、町内会の活動も低調である。」「近年学生アパートが多くなり、町内会活動に協力せず、ゴミを提出日に出さず、朝夕勝手に出し、道路の美化・清掃上困っている。」「町内会活動」について無関心者が多くなっている。「貴方やる人、私やって貰う人」ではなく「貴方やる人、私もやる人」になって欲しい。」「自分の範囲で解決できる問題を町内会に依頼される。(隣家の犬、猫の害等)」「アパート増設が目だつなかで、居住者は各種学校生徒、単身会社員が大方で、生活ゴミの始末がルール通り守られず、環境の美化保全には百年河清を待つ感あり。また回覧文書、市政だより等の配付についてもアパートにおいては班長(責任者)選任がなされず、周知事項が各自に生き届かず、憂慮に堪えない。」「現在、当町内会にゴミステーションが12ヶ所設置されておりますが、収集日以外に放置する不心得者の多いことに全く困っております。アパート関係が大半である(独身が多い)。」「住民の無関心、非協力、それでいて町内会がなければ困るといっている。特に独身者(学生を含めて)。ゴミのルールが守られない。罰則適用ができないか。」「若い層が町内会は年寄りの集まりのような感覚でいるように思われてならない。住民の2/3が賃貸マンション住いのためか、町内のゴミステーションがいつも

町内会組織に関する一考察

ゴミの山。」等単身者やアパートなどに生活する一時居住者とされる住民の規範に対する不満は大きい。

4) 親睦行事・共同作業への参加が停滞している問題

親睦行事への参加が停滞している理由として住民側の意識の問題とともに各種の行事がマンネリ化していたり、高齢者が大半を占めているにも関わらず、若者を中心としたプログラムを計画したりするというように住民のライフサイクルやライフスタイルの変化に町内会の活動が対応しきれていない等が考えられる。行事を行うためには、ある程度住民の側の条件が維持されている必要がある。

また町内会・自治会活動の基礎的な課題であった環境・衛生活動について一定の改善がみられ、共同作業の機会が減少したことでも一つの要因となっている。「当町内会は若い人だけが多く、役員になっても働いている人、または子供さんが小さくて会合を開くのも、行事をやるにも全員参加することが大変で、なかなか行事をやることができない。」「私どもの町内会は年齢30歳代の方が約半数の比較的若い人たちの住宅団地で多額の借入金のため夫婦共稼ぎが多いので、町内会の会合、その他の集まりに出席してもらえないのが1番の悩みである。」「当町内会はマイホーム100%で、そのローン等の月々支払いのため、家族で稼動可能者が働く(共働き)ため、諸行事の運営がままならず、一番の悩みの種です。」

「若い人は金銭感覚が強く、各種会合等の参加に目的を考える前に損得計算を優先する。」「行事(レクリエーション)を計画しても、(会員は)要望はするがいざ参加者を募集すると参加者が少ない。」「4~10月の期間に毎月実施している一斉清掃作業の活動に対し参加者が多くないということは問題だと考えている。廃品回収事業(年に6回、60万程度)について、もっと会員の協力があって欲しい。」「老齢化が進み、各種共同奉仕作業(除雪、除草)について出席率が悪い。」など町内会のメンバーの生活の相違が共同作業や親睦行事への参加の停滞を生みだしているといえる。また親睦行事についてはかつてと比較にならないほど住民の行動半径が拡大しており、いつでも好きな時に好きなところへ人を運ぶことのできる車社会の中で家族行動としての余暇活動の幅が拡大しているために大多数の参加を前提とした行事としては定着しにくい。むしろ町内

会はそこに住む全ての住民に対して周知させる情報提供機能を生かして、多様な活動メニューを住民に提供し、選択できるようにすることで全体として参加を高める工夫が求められている。

5) 高齢化社会における福祉・ボランティア活動の問題

地域福祉の向上を考える上で町内会はその中核的な役割を果たすことを期待されている。町内会・自治会には近年、在宅福祉を中心とする地域福祉の課題に対して民生委員活動との連携をはかったり、福祉部の設置、或は福祉委員などの制度をもうけている事例がみられる。地域の福祉資源の一つとして社会福祉協議会を始めとする関係団体との連携のもとで在宅福祉活動をどのように取り組むのかが今後の課題となろう。自分達の生活する地区にどのようなニーズをもつメンバーがいるのか、どのような問題に取り組むべきか、その地域の実状にあった取り組みがまとめられている。

「当町内はその80%が定年退職者であり、また老夫婦二人のご家族がそのほとんどという特殊と思われる町内であります。従って今後年々高齢化が進むにつれ、町内会行事その他運営にも支障が出てくるのではないかと苦慮いたしております。」「独居老人世帯が5世帯ある。今は健康で、気楽に老後の生活を送っているが、肉体の老衰で自活できなくなつた時どうされるか。各々の考えがあるようで、大半は都市部で勤務している扶養義務者のお世話になると申しているが、先年、ある老人がそのようなことで転出していったが、人間関係の折り合い悪く、3ヶ月で戻って来て、町内の世話を受けて亡くなった。在宅福祉の重要性は理解しているが、これを支える近隣住人の奉仕に限界があり、行政、社会福祉協議会のサービスがこれを支えきれるかどうか不安である。」

町内会活動の担い手として期待される高齢者は一方で町内会として取り組まなくてはならない援助活動の対象となりつつあることが意識されている。

6) 行政・関係団体との関わりについて

現在・町内会長が抱えている大きな問題の一つは行政や関係団体との関わり方である。住民自治組織として、町内会は地方自治体における住

町内会組織に関する一考察

民参加の基本的な活動を担うものである。これまで行政は町内会を任意集団として位置づけ、直接的な指導を避けていたが、近年、情報伝達や地方自治体の各種行事・サービスへの協力団体としての町内会に対する依存を強めつつある。このことは町内会長の側からすると一方的の押し付けとして受け止められ、不快感を表しているケースが多い。

「町内にアパートが 12 棟あり、内管理者不在が 8 棟。班長依頼に苦労し、従って会費、日赤社費、赤い羽根等の募金が十分に実施できない。管理者不在のアパートを設置する場合には町内会費等納入に関し、規制を設ける必要がある。」「寄付（神社の祭典 2 回）、社会福祉協議会、日赤、共同募金等のための個別訪問等の仕事が余りにも多すぎるので相当の負担になっている。」「日赤社費、共同募金、社会福祉協議会負担金の募金集めが一番大変です。」「募金活動は最近特に悪くなつた。募金はあくまで募金という考え方が多く、町内会で目標額を集めることには大いに悩みがある。最近は特にその様な考え方が多いようだ。」「町内会長の仕事はほとんどが市役所関係の仕事であり、市役所の用務員であるが、喜んでやっている人はいないと思う。手当を支給すべきである。やる人がいないから仕方なくやっている現状でしたので、昨年より会長 30,000 円、副会長 5,000 円、会計 5,000 円の手当を会費から出すようにした。」

「行政機関からの委託行事が多いにもかかわらず、補助金が非常に僅少である。」「最近、連絡、配付、会合の仕事が多すぎていとまがない。（市役所はじめ各官庁、会社、事務所等 30ヶ所以上）」「行政、行政の外郭団体（…社協、日赤、…会、etc）の自分勝手な手伝い依頼の増加、もっとも行政直接の依頼については積極的に協力したいと思っていますが、他はできるだけ断りたいと思っています。集金、募金の割当の機会が増えています。何で町内会がやらねばならんのかと思い悩んでいます。」「町内会の目的、責任等がどう云うものかよくわからず悩んでいます。何のためにやっているのでしょうか。」「町内会の広域化、多様化が進み、行政の末端事務が拡大している。それだけ経費も出ている。行政は自治組織に傾斜すべきでない。利用度大なる場合、助成金の増額必要。消防団には叙勲対象はないが、自治会、町内会長にはその優遇が薄く、活動しても馬鹿を見るばかりで意欲消沈する。」「役所からの仕事や会合はできるだけサラリーマン会長でも出席できるよう、夜の 7 時頃からにして欲

しいと思います。(市の行政に協力を惜しまないのですが、自分の働いている時間内では参加できないことはハッキリしています。)「色々の市行政の委員の推薦、また行政の末端の任務等を受け持つが、それに対する何らの報酬もみられず、市としても町内会長を持っていけば何ごとも遂行できるものと安易な考えでいるのではないか。今後改善の余地が多分にあるのではないかと思う。また余りにも荷重く、役員になる方が年々少なく辞退するものが多い。この様な状態であればM町内会が解散したのも納得がいくような気がする。役員も交替制ならばと思う。いずれにしても無報酬の仕事は大変なことである。」「市の下請け的な仕事が多い。例:花と緑の博覧会、共同募金、日赤募金の割当の消化。回覧は警察、郵便局、小・中学校等から依頼あり。内容的にもどうかと思うものもあり。」「市役所、交番、学校、消防署などの公共の役所から回覧事項や各家庭配付希望のチラシなどが交互にくるため、真面目にやれば何回も回覧板を出し、何度も配付しなければならない。『町内会に注意してもらつたらどうだろう』などと考えるのは責任転化も甚だしい。」「行政がやたらと町内会組織に仕事をおんぶする傾向にあり迷惑。町内会は行政の下請けではないし、神社、仏閣寺に対する寄付団体でもない。特に神社、お祭りの手伝いなどお断りしたいところ。役員はそれぞれ自分の仕事を持つており、あれもこれもできるほど暇な人間はない。」「61年5月、初めて会長に選任されてみて從来町内会活動の経験がないだけ、戸惑うことが大変多い。たかが会長、されど会長、……と自分に言い聞かせ懸命に努力しているが、余りにも行政からの依頼が多いのにウンザリしている。行政の各機関は町内会長に文書1つ出せばそれで住民に周知徹底したと考えているのではないか……。町内会組織の法的・社会的地位向上を望む。」「町内会長は行政の下請けのような感じがする。1ヶ月平均市役所関係からの文書の送付が約30件、1日平均約1通の割合で送付されてくる。これを処理するのはかなりの負担である。」「あまりにも行政機関や福祉関係からの活動協力要請が多いこと。これにともなう回覧文書等が毎日のようにくるのでその対応に苦慮している。町内連合会で調整しているのであるが、各機関が町会を下請け機関のように扱っているきらいがある。」「行政から町民に通知する事項の周知に始まり、各種会議等行政の町内会への依存度が極めて大きすぎること。社会福祉協議会

町内会組織に関する一考察

に始まり、神社、日赤等々の賛助会費、共同募金、寄付などの募金依頼が非常に多いこと。交通安全推進委員会、衛生組合連合会、防犯協会等の打ち合せと称する会議の多すぎること。本来の町内会活動の直接的目的にそわない行事、問題に対応しなければならないことが余りにも多すぎる。町内会が安易に利用され過ぎていることが残念なことです。」

現実的に考えた場合、町内会の行政への協力は基本的に市民の生活向上を前提としていることからむしろ行政と町内会とは協力連携の調整を図ることが求められている。そこで行政はまず住民に対してどの様な自主的活動によるサービス展開を求めていくのかを明らかにする必要があるといえる。これまで町内会長が行政と住民の間に立って板挟みになる傾向がみられたが、このことは行政側が公私分担の原則の議論を棚上げし、無し崩し的に住民組織に依存を強めてきたところに主たる原因があるといえる。同時に住民側としても認識の転換が求められており、単に住民に対する行政の押し付けとして批判し、行政サービスとして行うべきであるとして協力依頼を返上するとしても実質的には行政サービスとは住民の税負担によって供給されているものであることから、何をどの様に自分達で負担しうるかが問われてくるといえる。従ってこの問題に関する行政と住民とのコンセンサスの形成が急がれている。

5. 結 語

以下に、町内会長の自由意見を用いて内容分析を試みた結果をまとめてみたい。

まずリーダーシップの問題があげられる。安原茂（高木編、1973）によれば、かつての名望家型リーダーシップは自分の利害に住民を巻き込みながら運営コストも自ら負担していたが、それが住民の評価と意志決定過程への参与の放棄という暗黙の承認を生み出す支配構造をつくり出していた。今日役職者型リーダーの時代といわれているが、かつての名望家型リーダーに対するのとは異なり、役職者型リーダーには住民サイドからの支持が評価として与えられていない。その理由はどの様に説明されるのか。基本的にもし評価される地位が与えられているならばその内的報酬との比較考量の上で仕事に対する評価を行なうことから町内会

長は会長職の金銭的負担を強調する形で不満を表明することは少ないはずである。むしろ会長職に満足をするであろう。更にはその地位を求めるものも登場してくるはずである。それは葬儀や会議の出席などに金銭的持ち出しが多くなるから、という経済的な理由に優越するであろう。

つぎに、自治組織の活動としてボランタリーアソシエーションとの関連が問題となるが、これは倉沢進(1987)が提起しているように町内会・自治会はボランタリーな集団を内部に許容しうる性格を持っている。余暇活動の多様化を見るならば明らかのように、全員参加の活動ではなく多様な個別的ニーズや価値観に対応する活動を認めていかざるをえなくなる。いわば「親睦」概念が変容するにつれて町内会が各種のボランタリーな活動を抱え込むことが必要となってくる。

高齢化問題に関していえば、一つの問題は都市よりも農村地域で高齢化が進んでいるということである。もう一つは、人口減少は高齢者の増加と子供の減少を同時に押し進めている。従って町内会の活動メニューには子供を媒介とした集合の契機が少なくなり、援助すべき対象としての高齢者が増大する。それらの事が町内会・自治会活動に大きな影響を与えていている。昭和30年代には町内会・自治会活動の内容としてこのような問題領域は指摘されていなかったが、高度経済成長期の人口の都市集中が進行した後にこうした問題が構造的に発生したといえる。

住民の間に共通に意識された都市基盤の整備や行政課題としてのそれが衛生活動に向かっていた時代と異なり、これからは都市基盤が充実されて行くことによって活動の内容がより文化的活動・親睦活動へ傾斜していくことになる。しかもその親睦とはかつての全員参加による娯楽活動のイメージではなく、中田実(1983)が指摘しているような〔生活地〕の問題を考え、自ら解決の方法を探る領域へと変化するものといえる。特に福祉問題が在宅福祉への構造的な転換を図られつつある今日の状況のもとでは独居老人世帯や老人夫婦世帯の抱える問題を軸として町内会・自治会の活動が取り組まれることになる。この動きは既に行政側の課題として取り組まれつつあるが、町内会・自治会はこれらの問題に直接関わらざるをえないといえる。

行政サービスがその内容を転換しつつあることと関連して住民の自治への参加である町内会の運営はまさに〔地方自治体〕との自治の分担の

町内会組織に関する一考察

思想を必要としているのである。

【付記】

本研究は昭和 61, 62 年度文部省科学研究費補助金（一般 B）課題「住民自治組織の組織論的研究」の研究成果の一部であり、第 60 回日本社会学会大会（於 日本大学 1987.10.2）において報告したものをもとにしている。

〔注〕

- (1) content analysis については次の文献を参照

Margaret Stacey ; *Method of Social Research* Pergamon Press 1969

参考文献

- (1) 秋元律郎；『地域政治と住民』潮出版社 1962.
- (2) 青井和夫他；『今日の社会心理学 3 集団・リーダーシップ』培風館 1962.
- (3) 阿利莫ニ；「行政と住民組織—部落会町内を中心として」『法社会学講座 8』岩波書店, 1973.
- (4) C. Bell, & H. Newby ; *Community Studies* London : George Allen & Unwin, 1971.
- (5) E. Chell ; *Participation and Organization* New York; Macmillan, 1985.
- (6) 地域社会研究所；「町内会」「コミュニティ」79 号, 1987.
- (7) J. V. Cunningham and M. Kotler ; *Building Neighborhood Organizations* Notre Dame & London : University of Notre Dame Press, 1983.
- (8) R. P. Dore ; «都市の日本人』岩波書店, 1962.
- (9) フコク生命；『町内会活動に対する調査—町内（自治）会長 400 人に聞く—』1980.
- (10) 現代社会学会議；「地域社会論の現代的課題」『現代社会学』5-1, 1978.
- (11) 蓮見音彦他；『地域形成の論理』学陽書房, 1981.
- (12) 蓮見音彦他；『地域社会論』有斐閣大学双書, 1983.
- (13) 平川毅彦；「都市周辺部における地域住民組織と権力構造—札幌市郊外 S 連合町内会を事例として」『社会学評論』37-2, 日本社会学会,

1986.

- (14) 磯村英一；「地方自治と市民団体」『都市問題研究』15-6, P 3-14, 1963.
- (15) 岩波講座；「市民参加」「現代都市政策」岩波書店, 1973.
- (16) 東海自治体問題研究所；「これから町内会・自治会」自治体研究社, 1981.
- (17) ジョセフ・ツインマーマン；〈神戸都市問題研究所 海外文献シリーズ第2集〉『アメリカの地方自治一州と地方団体』勁草書房, 1986.
- (18) ジュリスト総合特集；『これからの大都市』有斐閣, 1985.
- (19) ジュリスト総合特集；『現代都市と自治』有斐閣, 1975.
- (20) ジュリスト総合特集；『全国まちづくり集覧』有斐閣, 1977.
- (21) 児山忠一他；『部落会・町内会等の組織とその運営』自治館, 1940.
- (22) 加藤富子；『都市型自治への転換』ぎょうせい, 1985.
- (23) 河野健男；「地方小都市県庁在地の町内会・部落会—山口市の事例より—」『地域研究—山口』1985.
- (24) 金子 勇；『コミュニティの社会理論』アカデミア出版会, 1982.
- (25) 兼子 仁；『地方自治法』岩波新書, 1984.
- (26) 上林良一；「地方自治と市民団体」『都市問題研究』15-6, P 23-43, 1963.
- (27) きだみのる；『にっぽん部落』岩波新書, 1967.
- (28) 菊地美代志；「居住空間と地域集団」『社会学講座5 都市社会学』東京大学出版会, 1973.
- (29) 国民生活センター編；『現代日本のコミュニティ』川島書店, 1975.
- (30) 倉田和四生；『都市コミュニティ論』法律文化社, 1985.
- (31) 倉沢 進；「町内会と日本の地域社会」「コミュニティ」79号, 地域社会研究所, 1987.
- (32) 倉沢 進編；『日本の都市社会』福村出版, 1968.
- (33) 京極高宣；『市民参加の福祉計画』中央法規出版, 1984.
- (34) マイケル・リップスキー；『行政サービスのディレンマ』水鐸社, 1986.
- (35) 松原治郎編著；『住民参加と自治の革新』学陽書房, 1974.
- (36) マッキーパー；『コミュニティ』ミネルヴァ書房, 1975.
- (37) 松原治郎；『コミュニティの社会学』東京大学出版会, 1978.
- (38) 松原治郎他；『住民運動』『現代のエスプリ』至文堂, 1975.
- (39) 松原治郎他編；『住民運動の論理—運動の展開過程・課題と展望—』

町内会組織に関する一考察

- 学陽書房, 1976.
- (40) 松原治郎編：「コミュニティ」「現代のエスプリ」至文堂, 1973.
- (41) 松原治郎編：『社会学講座14 社会開発論』東京大学出版会, 1973.
- (42) 増田金重：「町内会の構成概念とこれにまつわる主な問題点」『社会学年誌』早稲田大学社会学会, 1978.
- (43) 長州一二：『地方の時代と自治体革新』日本評論社, 1980.
- (44) 中川 剛：『町内会』中公新書, 1980.
- (45) 中川 剛：『不思議のフィリピン—近代社会の心理と行動』NHKブックス, 1986.
- (46) 中村 健：『町内会の組織と運営』自費出版, 1986.
- (47) 中村八郎：『都市コミュニティの社会学』有斐閣双書, 1973.
- (48) 中田 実：『『コミュニティづくり』の実態と問題』『近代社会学の諸相』御茶の水書房, 1978.
- (49) 中田 実：『地域問題と地域住民組織』(地域社会研究会編)『地域社会研究会年報第2章—地域問題と地域政策』時潮社, 1980.
- (50) D. J. O'Brien : *Neighborhood Organization and Interest-Group Processes* Princeton, New Jersey : Princeton University press, 1975.
- (51) 越智 昇：『町内会の組織分析』(蓮見音彦他編)『地域社会論』有斐閣大学双書, 1983.
- (52) 奥田道大：『都市コミュニティの理論』東京大学出版会 1983.
- (53) 奥田道大他：『コミュニティの社会設計—新しい〈まちづくり〉の思想—』有斐閣選書, 1982.
- (54) 近江哲男：『都市と地域社会』早稲田大学出版部, 1984.
- (55) D. E. Poplin : *Communities* New York : Macmillan, 1979.
- (56) 園田恭一：『現代コミュニティ論』東京大学出版会, 1978.
- (57) 佐藤 竜編：『地方自治の変動と対応—「地方の時代」の地方自治1』学陽書房, 1980.
- (58) 札幌市市民局市民部：『地域住民に関する調査・第12集—町内会活動の現況調査—報告書』1986.
- (59) 札幌市青少年問題研究所：『地域における町内会（自治会）活動と公職者・各種団体活動の関連についての調査報告書』1978.
- (60) 札幌市青少年問題研究所：『町内会（自治会）活動の現況調査報告書』1976.
- (61) 塩原 勉：『組織と運動の理論』新曜社, 1976.
- (62) 篠原 一：『現代都市政策叢書 市民参加』岩波書店, 1977.

- (63) 清水盛光；『集団の一般理論』岩波書店，1971。
- (64) 総合研究開発機構システム科学研究所；『地域自治の機能に関する研究—京都市の町内会—』1976。
- (65) 住谷馨他編；『現代の地域福祉』法律文化社，1973。
- (66) 鈴木嘉一；『隣組と常会—常会運営と基礎知識』誠文堂新光社，1940。
- (67) 鈴木 広他編；『都市社会学』アカデミア出版社，1984。
- (68) 鈴木 広編；『コミュニティモラールと社会移動の研究』アカデミア出版会，1978。
- (69) 鈴木 広訳編；『都市化の社会学』誠信書房，1965。
- (70) 庄司興吉編；『地域社会計画と住民自治』梓出版社，1985。
- (71) 高木鉢作；『住民自治の権利』法律文化社，1973。
- (72) 高木鉢作；『町内会の概念』『国学院法学』19-1，1981。
- (73) 高木鉢作；『東京市町会の実態—町内整備前1』『国学院法学』23-3，1985。
- (74) 高木鉢作；『東京市町会の実態—町内整備前2』『国学院法学』24-1，1986。
- (75) 田口富久治；『社会集団の政治的機能』未来社，1969。
- (76) 地域社会研究会編；『地域問題と地域政策—地域社会研究会年報第2集』時潮社，1980。
- (77) 都丸泰助；『地方自治制度史論』新日本出版社，1982。
- (78) 東京市政調査会；『市民組織の問題』『都市問題』44-10，1953。
- (79) 東京市政調査会；『地域住民組織とコミュニティ形成』『都市問題』70-4，1979。
- (80) 東京市政調査会；『特集 町内会・部落会の再評価—現代市政における位置と役割』『都市問題』60-6，1969。
- (81) 吉原直樹；『地域社会への基礎視角』『都市化と地域社会』時潮社，1978。
- (82) 山本英治；『地方の時代』『現代のエスプリ』至文堂，1982。
- (83) 吉原直樹；『地域社会と地域住民組織—戦後自治会への一観点』八千代出版，1980。
- (84) 横飛信昭；『コミュニティと町内会』『近代社会学の諸相』御茶の水書房，1978。
- (85) 吉川季治郎；『東京市町内会無用論』『都市問題』2-6，1925。
- (86) 全国社会福祉協議会；『新しいコミュニティの創造 鹿児島県の在宅福祉』1986。